

4. 地域密着型サービス事業所の指定更新について

(1) 指定更新の理由について

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、平成18年4月に創設されました。原則として、サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準が設定できます。

この度、下記の事業所について、指定の基準に適合し、適切に運営が行われていることから、同日付けで指定更新を行っておりますので報告いたします。

なお、指定は6年ごとの更新制となっています。

(2) 事業所の概要

申請者	社会医療法人 慈恵会
事業所の名称	グループホーム雅の郷
所在地	洞爺湖町高砂町31番地8
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
共同生活住居数	2ユニット
利用者数	18人
事業開始年月日	平成23年12月1日

(3) 指定の有効期間

令和5年11月27日～令和11年11月26日